

違反建築防止週間

令和3年10月15日(金)～10月21日(木)

新築時は適法でも、

その後の改修や用途(使い方)の変更により

違反になってしまう場合があります。

建築確認が不要でも、法の基準は守らなくてはなりません。

改修などの際には、

事前に建築士や所管の行政窓口へ相談しましょう。



あなたの建物、
違反建築になっていませんか？

日本建築行政会議
国土交通省

